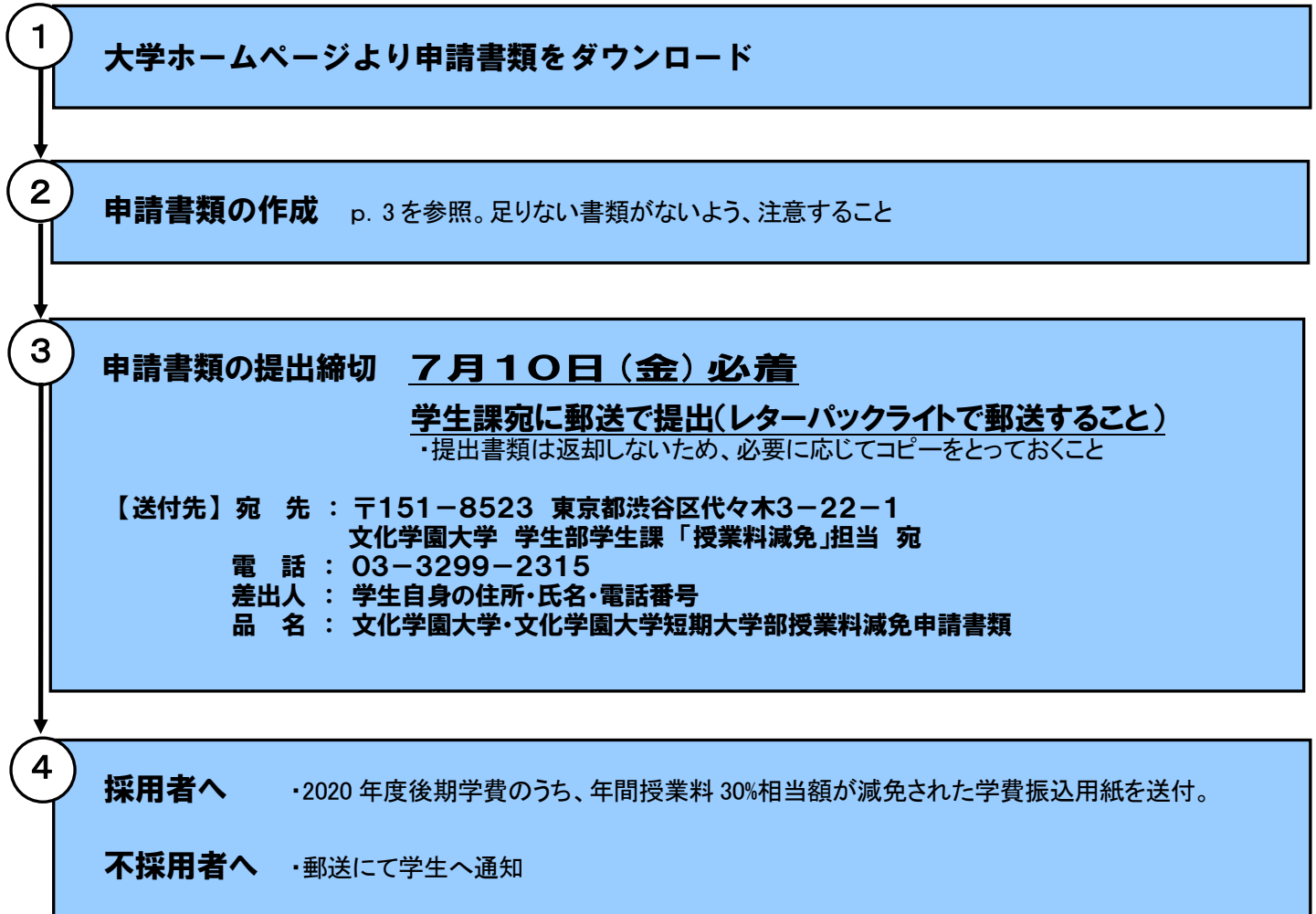


2020年度 文化学園大学・文化学園大学短期大学部
新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対する授業料減免
募集要項

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生の修学機会を確保するために経済的理由により修学困難な学生に対する授業料減免を実施いたします。つきましては、授業料減免支援規程に従い、本人の申請に基づき、証明書等の書類を提出できる者に授業料減免をいたします。

《申請方法》



《申込資格》

文化学園大学・文化学園大学短期大学部に在籍する正規生を対象とする。ただし、次の各号に該当する者は対象外とする。

- (1)高等教育の修学支援新制度を受けている者
- (2)文化学園大学・文化学園大学短期大学部奨学金を受けている者
- (3)授業料減免を受けている特待生
- (4)国費外国人留学生
- (5)文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者
- (6)地方公共団体給付奨学金 年額22万5千円以上の受給者
- (7)卒業見込みのない者

《家計基準》

次の各号の一に該当し、家計急変により経済的に修学困難の場合に給付する。

- (1)国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて、収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書が提出できる者
(対象の公的支援は、緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税・地方税の納付猶予など)
- (2)生計維持者の事由発生後の所得(例:直近1ヶ月分の給与明細等)と2019年の課税証明書が提出できる者
ただし、提出された事由発生後の所得(例:直近1ヶ月分を12倍とする算出)が昨年の所得と比較し1/2以下となっており、かつ給与と所得者の2020年所得見込みが、給与所得の場合は源泉徴収票の支払金額841万円以下(給与所得以外の場合は確定申告書等の所得金額355万円以下)であること。

《給付金額・方法》

年間授業料相当額の30%を、2020年度後期学費を通じて1回のみ減免する。

ただし、入学金の半額免除を受けている特待生は、年間授業料相当額の半額から入学金の半額を引いた金額を減免する。

《その他》

- ◆ わからないことは自分で勝手に判断せず、必ず学生課奨学金担当へ相談してください。
学生課受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
- ◆ 各自の携帯電話へ連絡することがあります。
 - ・ 大学学生課の電話番号を必ず登録してください。【電話:03-3299-2375】
 - ・ ドメイン指定受信の設定をしている場合は、【@bunka.ac.jp】のメールが受信できるようにしておいてください。
- ◆ 提出された各書類の情報は、奨学金業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、学内関係者へ情報提供されますが、その他の目的には利用されません。

《申請書類》①～③について、各自該当する書類を必ず提出すること。

※提出された書類は返却しません。

※書類の記入は、黒ボールペンを使用してください(フリクションペン不可)。

書類内容	留意点																	
①申請書	<p>《記入方法》</p> <p>①学生本人がすべて記入し捺印をする。ただし「保護者署名欄」は保護者が記入・捺印をする。</p> <p>②「生計維持者」・・・父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人を記入する。</p> <p>③「2019年の収入金額」・・・下4桁切り捨てで、記入する(例:3,255,000円 → 325)。 給与所得⇒源泉徴収票の「支払金額」 給与所得以外⇒確定申告書等の「所得金額」(収入が複数の場合、合計額)</p> <p>④「奨学金受給歴」・・・該当するものに○をつけ、詳細を記入する。</p> <p>⑤「申請理由」・・・授業料減免を希望する理由を記入する。</p>																	
②学生証のコピー	<p>・A4用紙で提出。</p>																	
③証明書類	<p>☆ 以下1または2に該当する生計維持者(父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人)の証明書を提出してください。</p> <p>☆ 提出された書類は返却しません。</p> <p>1. 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて、収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(いずれか1つで可)</p> <table border="1" data-bbox="539 1312 1506 1599"> <thead> <tr> <th></th> <th>証明書書類</th> <th>請求先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>緊急小口資金(主に休業された方向け)</td> <td rowspan="2">各都道府県社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>総合支援資金(主に失業された方等向け)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>厚生年金保険料等の納付猶予</td> <td>最寄りの年金事務所</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>労働保険料の納付猶予</td> <td>各都道府県労働局や労働基準監督署</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>国税・地方税の納付猶予</td> <td>最寄りの税務署</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 生計維持者の事由発生後の所得(例:直近1ヶ月分の給与明細等)と2019年の課税証明書</p> <p>注:提出された事由発生後の所得(例:直近1ヶ月分を12倍とする算出)が昨年の所得と比較し1/2以下となっており、かつ給与所得者の2020年所得見込みが、給与所得の場合は源泉徴収票の支払金額841万円以下(給与所得以外の場合は確定申告書等の所得金額は355万円以下)であること。</p>		証明書書類	請求先	1	緊急小口資金(主に休業された方向け)	各都道府県社会福祉協議会	2	総合支援資金(主に失業された方等向け)	3	厚生年金保険料等の納付猶予	最寄りの年金事務所	4	労働保険料の納付猶予	各都道府県労働局や労働基準監督署	5	国税・地方税の納付猶予	最寄りの税務署
	証明書書類	請求先																
1	緊急小口資金(主に休業された方向け)	各都道府県社会福祉協議会																
2	総合支援資金(主に失業された方等向け)																	
3	厚生年金保険料等の納付猶予	最寄りの年金事務所																
4	労働保険料の納付猶予	各都道府県労働局や労働基準監督署																
5	国税・地方税の納付猶予	最寄りの税務署																